

吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託 仕様書

1 業務名称

吉教学第 08025 号 吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託

2 業務の目的

本業務は、町立三田川中学校及び東脊振中学校の統合に伴う統合中学校を新設するにあたり、社会情勢の変化とこれからの新しい時代の学びの姿、本町の上位計画・関連計画や三田川中学校及び東脊振中学校の現状等を踏まえ、学校規模や学習指導要領に示される新しい時代の学びを実現するために求められる機能、役割、めざす学校施設のビジョン等の基本的な考え方を定め、それを実現する学校施設、設備、空間等を検討し、まとめた「基本構想」を策定することを目的とする。なお、策定過程において、当該校区の保護者や子ども等の意見を把握し、検討するものとする。

また、基本構想と併せて、統合中学校の整備に向け各種条件を整理し、施設の利便性や機能性、周辺環境との連携といった観点から、具体的な施設規模と配置及びその合理性、初期段階における概算事業費を示す「基本計画」を策定する。

さらには業務実施上必要な当該校区内保護者等説明会への参画及び資料作成等の支援を行うことを目的とする。

3 履行場所

吉野ヶ里町（以下「発注者」という。）が指定する場所

①中心地適地エリア（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田及び大曲地内）

※吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想（令和 3 年 3 月）より

②三田川中学校敷地エリア（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 303 番地）

③東脊振中学校敷地エリア（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動 2709 番地）

※なお、発注者は、契約締結後、候補地比較検討に必要な資料として、位置図、概略面積、土地利用状況、法規制情報、道路条件、インフラ整備状況、ハザード情報、その他保有資料を受託者へ提供する。

4 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで

（年度割） 令和 8 年度：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 9 年度：令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※年度ごとの業務内容、成果品及び履行予定は、別紙「年度別業務工程（案）」によるものとする。受託者は、令和 8 年度及び令和 9 年度の各年度における業務進捗及び成果を明確に区分して管理するものとする。

5 業務内容

(1) 基本構想の策定

①基本構想の概要の検討

本業務を実施するにあたり、その前提となる町の基本方針、上位計画・関連計画、既存施設の現状・課題を把握し、基本構想における前提条件を整理する。

②施設整備における基本的な考え方の検討

新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方について（最終報告）（令和4年3月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）、中学校施設整備指針（令和4年6月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）等を把握するとともに、他市町における先進事例等についても参考とし、本町における基本理念やめざす子ども像を踏まえ、「めざす学校像」等の基本方針を定め、具体的な施設整備の方向性を検討する。

③施設規模・機能の検討

基本構想における前提条件等を分析し、施設整備における方向性や将来人口予測等を踏まえた将来必要となる学級数等の施設規模を検討する。

④施設建設地の選定

契約締結後の業務として発注者が指示する複数の候補地（3箇所）について、面積、法規制、周辺道路接続状況、土地の所有状況、ハザード、インフラ整備状況等の候補地比較評価結果を整理し、発注者による建設地選定に必要な比較評価資料を作成する。

各候補地を学校用地として利用するための各種手続及びこれらに要する期間等について概要を整理する。併せて、通学経路・手段を検討するとともに、敷地整備に係る概算費用の算出を行う。

中学校施設整備指針の校地計画を参考に、安全性、経済性、効率性、利便性の観点から候補地の比較検討を行うとともに、棟構成、面積・規模、敷地特性を考慮した配置計画等を踏まえて、総合的な比較評価を行い、発注者による建設地選定を支援する。

⑤基本構想の策定

選定された建設地の特色・魅力の整理、新たな中学校の整備コンセプト、新たな中学校のあり方等について整理した上で、基本構想として策定する。

(2) 基本計画の策定

①基本計画の概要の検討

基本構想で選定された敷地に関する現況調査・整理を行い、統合中学校の配置計画、施設計画、構造計画、設備計画等に関する基本的な考え方（計画条件）を整理し、設計等の指針となるよう整理する。

②配置計画（ゾーニング）の検討

基本構想時の検討案を基に、選定された建設地における配置計画案（校舎、体育館、グラウンド等）を複数案（3～4案程度）検討する。

③建築計画の検討

施設配置計画や必要諸室を踏まえ、必要諸室及び諸室間の関係を示す概略平面計画図を

作成する。また、選定された建設地の現況を把握し、統合中学校整備の実現に向けた課題や対応策を考慮した上で、各案の実現可能な建築計画を検討する。

④事業スケジュール（案）の検討

供用開始までの全体事業スケジュール（案）を作成する。また、スケジュール（案）における課題を整理するとともに、施設整備や維持管理を効率的に推進するための事業手法等を併せて検討する。

⑤概算事業費の試算

供用開始に向けた整備に係る概算事業費を試算する。また、補助金等の活用可能性を整理する。

⑥比較検討資料作成

基本計画案として1案に定めるための、比較検討資料を作成する。

⑦跡地活用事例の収集・整理

統合する既存施設の立地や環境等を踏まえ、今後、跡地活用の方向性について検討していくための跡地活用事例を収集し、整理する。

⑧基本計画の策定

基本構想・基本計画策定段階で明らかになった留意事項、今後対応が必要な課題について整理した上で、基本計画として策定する。

(3) ワークショップの運営支援

教育施設整備に向け、学校統合を含む課題や条件を整理するため、ワークショップに出席し、原案（素案を含む。）作成に向けて必要に応じて説明や助言及び資料の提供等を行い、効果的な話し合いが行えるよう、技術的な支援を行う。

①ワークショップ開催のための事前検討・事務局協議

②ワークショップの資料作成等

- ・ワークショップに必要な資料（先進事例や基本構想等におけるイメージ図、プレゼンテーション用スライド等）を作成し、必要部数を提供する。

③ワークショップへの出席・進行（ファシリテーター業務）

- ・ワークショップは令和8年度から令和9年度までの間に原則2回（三田川地区1回、東脊振地区1回）を行う予定。
- ・ワークショップの日程調整、会場確保等については事務局が行う。

④会議録の作成

- ・発言や論点を整理した会議録を毎回作成し、会議終了後、速やかに事務局へ提出する。

(4) （仮称）統合開設準備委員会の運営支援

統合中学校開校に向けた必要事項の調査及び検討等を行うために設置する（仮称）統合開設準備委員会の運営が効果的かつ円滑に行われるよう支援（資料作成、会議出席、議事録作成）を行う。

①準備委員会開催のための事前検討・事務局協議

②準備委員会の資料作成等

- ・準備委員会に必要な資料（先進事例や基本構想等におけるイメージ図、プレゼンテーション用スライド等）を作成し、必要部数を提供する。

③準備委員会への出席

- ・準備委員会は令和８年度から令和９年度までの間に８回を上限とし行う予定。
- ・準備委員会の日程調整、会場確保及び委員への連絡等については事務局が行う。

④会議録の作成

- ・発言や論点を整理した会議録を毎回作成し、会議終了後、速やかに事務局へ提出する。

(5) 保護者及び地域住民説明会の運営支援

保護者や地域住民等を対象にした基本構想等に関する説明会に出席し、必要に応じて説明や資料の提供等を行い、効果的な説明が行えるよう技術的な支援を行う。

①説明会開催のための事前検討・事務局協議

②説明会の資料作成等

- ・説明会に必要な資料（先進事例や基本構想等におけるイメージ図、プレゼンテーション用スライド等）を作成し、必要部数を提供する。

③説明会への出席・進行・説明の補助

- ・説明会については原則２回（三田川地区１回、東脊振地区１回）を行う予定。
- ・説明会の日程調整、会場確保等については事務局が行う。

④会議録の作成

- ・発言や論点を整理した会議録を毎回作成し、会議終了後、速やかに事務局へ提出する。

(6) パブリックコメントの実施支援

統合中学校整備の基本構想・基本計画（案）がほぼ確定した段階（基本構想・基本計画を一体で対象とする）でパブリックコメントに際して、必要な資料の作成と実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(7) 打ち合わせ協議

本業務を適正に遂行し、また、手戻りが生じないように監督員と密接に連絡をとり、その都度、打合せ記録簿を作成し、相互に確認する。初回１回、中間６回、最終１回の計８回とし、その他町の監督員が必要と認める場合に実施する。

6 成果品

受託者は、本業務の成果として次に掲げる成果品を発注者に提出するものとする。

成果品の内容は、本仕様書に規定する業務内容及び別紙「年度別業務工程（案）」と整合するものとする。

(1) 令和８年度成果品

ア 令和８年度業務報告書 ２部

- イ 現状及び前提条件整理資料 2部
- ウ 候補地別基礎条件整理資料及び比較評価方法案 2部
- エ 関係者意見整理資料 2部
- オ 基本構想骨子案 2部
- カ 令和8年度に実施した会議、ワークショップその他協議等の資料及び会議録 1式
- キ 前各号の電子データ1式

(2) 最終成果品

- ア 基本構想・基本計画本編（A4判） 10部
- イ 基本構想・基本計画概要版（A4判、8ページ程度） 100部
- ウ 候補地比較検討報告書及び建設地選定支援資料 2部
- エ 配置計画、概略平面計画及び比較検討資料 2部
- オ 概算事業費算定資料及び補助制度整理資料 2部
- カ 全体事業スケジュール及び事業手法検討資料 2部
- キ 関係者意見、対応方針及び計画への反映箇所を整理した資料 2部
- ク 会議、ワークショップ、準備委員会、説明会その他協議等の資料及び会議録 1式
- ケ 打合せ記録簿 1式
- コ その他、本業務の過程で作成し、発注者が成果品として提出を求めた資料 1式
- サ 前各号の電子データ1式

(3) 電子データ

電子データは、PDF形式及び作成時の編集可能な形式で提出するものとする。

文書、表計算、プレゼンテーション、図面、地図、図表及び画像等の元データを含むものとし、ファイル形式及び提出媒体は発注者と受託者が協議の上決定する。

(4) 提出時期

令和8年度成果品は、令和9年3月19日までに提出するものとする。ただし、発注者が別途指定する場合はこの限りでない。

最終成果品の原稿は、令和10年3月10日までに発注者の確認を受け、確認結果を反映した成果品を令和10年3月31日までに提出するものとする。

7 検 査

受託者は、成果品を提出して発注者の完了検査を受け、発注者の完了認定をもって本業務を完了するものとする。

8 資料提供

- (1) 第2次吉野ヶ里町総合計画 後期基本計画（令和5～9年度）
- (2) 吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想（令和3年3月）

- (3) 吉野ヶ里町学校のあり方に関する提言書及び説明資料
- (4) 吉野ヶ里町立中学校の統合整備に係る基本方針（令和 7 年 11 月）
- (5) その他、発注者は受託者に対し、本業務を遂行するにあたり必要な資料を、可能な範囲において準備し提供を行う。なお、提供された資料の目的外使用を禁止する。また、本業務の終了後、速やかに発注者に返還等するものとする。

9 町民等への対応

受託者は、屋外で行う調査業務等の実施にあたっては、町民等からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、発注者に連絡した上で、誠意を持って解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

10 土地の立ち入り等

受託者は、屋外で行う調査業務等を実施するため、公有地又は私有地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者が当該所有者の承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

11 関係法令等の遵守

受託者は、本仕様書、契約約款及び関係法令等を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行すること。

12 再委託の禁止

受託者は、発注者の承諾を得た場合を除き、本業務の全部又は業務遂行管理部分等の主たる部分を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

13 その他

- (1) 提出する成果品の著作権及びその他のいかなる権利は、すべて発注者に帰属し、データの改変及び二次利用等に対し、受託者は一切異議を唱えることができない。また、成果品の引渡し前であっても、業務上必要な範囲において報告された計画書等を使用する場合がある。
- (2) 受託者は、本業務の成果品が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担において解決するものとする。
- (3) 受託者は本業務を誠実に遂行しなければならない。上記の業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、発注者からの再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、契約を解除することができるものとする。
- (4) この仕様書ないし契約書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者双方が、誠意をもって協議し処理するものとする。

14 発注担当課

〒842-8501

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1262番地2（新庁舎3階）

吉野ヶ里町教育委員会 学校教育課 学校整備推進室

電 話 番 号 0952-37-0339（直通）

F A X 番 号 0952-53-1106

E-mail アドレス gakkouseibi@town.yoshinogari.lg.jp

(別紙) 年度別業務工程 (案)

年度	想定する時期	業務内容	備考
令和8年度	3月中旬	前提条件、比較方法、基本構想骨子	
令和9年度	7月頃	建設地選定資料	
	8月頃	ワークショップの開催	2回 (三田川地区1回、 東脊振地区1回)
	9月頃	保護者及び地域住民説明会の開催	2回 (三田川地区1回、 東脊振地区1回)
	9月頃	基本構想案	
	12月頃	基本計画案	
	1月から2月	パブリックコメント	
	3月10日	最終成果品原稿提出・発注者確認	
	3月31日	最終成果品提出	

※準備委員会は、2か月に1回を目途に最大8回（令和8年度：1回、令和9年度：7回）を行うものとする。

※本工程は契約締結時点における予定であり、契約締結日、関係機関との協議、建設地選定及び町の意思決定の状況等を踏まえ、発注者と受託者が協議の上、履行期限を変更しない範囲で各業務の実施時期を調整することができるものとする。